

東村山都市計画地区計画の変更（清瀬市決定）

都市計画清瀬駅北口東地区地区計画を次のように変更する。

名 称	清瀬駅北口東地区地区計画						
位 置	清瀬市元町一丁目地内						
面 積	約 3. 0 ha						
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地域は、再開発区域を中心とした駅周辺地区としてふさわしい土地の合理的な高度利用を促進し、都市の美観や文化性を配慮した活力ある良好な中心市街地の形成を目標とする。					
	土地利用の方針	駅前商業地区は、市の玄関口としてふさわしい商業・業務系施設を中心に土地の高度利用を促進する。周辺商業地区については、商業・業務系施設と都市型住宅の複合した活力ある中心市街地の形成を誘導する。					
	地区施設の整備の方針	地区内の自動車交通を円滑に処理するため、中心部への業務サービス道路を整備する。また、建築物の壁面後退により安全で快適な歩行空間、都市環境空間を確保し、歩行者ネットワーク機能の向上を図る。					
	建築物等の整備の方針	商業・業務施設を中心とした健全で快適な市街地形成を図るために、地区の特性に応じた建築物の用途の制限、建築物の高さの最低限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限を行う。					
地区整備計画	位 置	清瀬市元町一丁目地内					
	面 積	約 3. 0 ha					
	地区設備の配置及び規模	名称 区画道路	幅員 約 9.0 m	延長 新設	備考		
地区整備計画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の細区分	名称 駅前商業地区	周辺商業地区			
		面 積	約 1. 7 ha	約 1. 3 ha			
		次に掲げる建築物は建築してはならない。					
		(1) 倉庫業を営む倉庫。					
		(2) 工場（自家販売食品製造業を除く）。					
		(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第6項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号に掲げる用途に供する建築物。					
		(4) 清瀬駅北口地区第一種市街地再開発事業における区街路1、区街路2及び東村山都市計画道道路3・4・24号線（交通広場を含む）に面する敷地の建築物の1階部分を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用途に供する建築物。					
		建築物の敷地面積の最低限度		100 m <sup>2</sup>			
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面線を越えて、建築してはならない。				
		建築物の高さの最低限度	建築物の高さは、地盤面から 9 m 以上とする。				
	形態若しくは意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は刺激的な原色を避け落ち着きのある色彩を基調とする。					

備考「区域及び壁面線の位置の制限は計画図表示のとおり」

(注) ※印は都知事承認事項

理由「風俗営業法の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正に伴い表記上の整合性を図るため地区計画を変更する。

変更概要

清瀬駅北口東地区地区計画

事項		旧	新	適用
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる築物は建築してはならない。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び教務の適正化等に関する法律第二条第4項第一号、第二号、第三号、第四号及び第五号に掲げる用途に供する建築物。</p>	<p>同左</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び教務の適正化等に関する法律第二条第6項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号に掲げる用途に供する建築物。</p>	風営法の改正に伴う変更

東村山都市計画 地区計画 計画図  
清瀬駅北口東地区地区計画(清瀬市決定)

